

業 務 速 報

NO. 916

2014. 5. 16

J R 東海労働組合

発行 淵上 利和

編集 本橋 浩司

「新型インフルエンザ等対策業務計画」について会社説明 運行第一ではなく社員と乗客の安全が大前提だ！ 具体的な「行動計画」を組合に説明せよ！

本部は5月13日、「新型インフルエンザ等対策業務計画」について会社窓口から説明を受けました。

会社は4月22日、経営協議会の場で「新型インフルエンザ等対策業務計画」について「お知らせ」として説明を行うとしていましたが、これに対し本部は、「経営協議会で説明するものではない。別途団体交渉等を開催すること」と主張したため、会社からの説明が行われなかったものです。

本部は『申第33号』（業務速報No.915参照）を申し入れ、「新型インフルエンザ等対策業務計画」について団体交渉等を開催することを求めましたが、会社は「団体交渉等を開催する考えはない」と回答し、その姿勢を改める考えが全くないことから対立を確認しました。本部は会社の姿勢に抗議しつつ、「新型インフルエンザ等対策業務計画」について不明な点を解明するためにも説明を受けることとしました。

会社は説明で、「特措法では当社は公共交通機関として指定されている。国民生活、国民経済への影響が最小となるよう、可能な限り列車の運行を継続することが求められている」としていますが、J R 東海労は社員が新型インフルエンザの感染の危険にさらされることがあってはならないと考えます。政府からの要請があったとしても列車の運行を中止することも想定しなくてはならなりません。

また、会社は「新型インフルエンザ等対策業務計画」をより具体的にした「行動計画」を定めていることを明らかにしましたが、労働組合への説明を拒否しました。このような会社の姿勢は、まさに「労働組合は会社のやり方に口を出すな」と言わんばかりです。社員と乗客の安全を第一に考えた対策を労働組合と議論すべきです。

以下、会社説明と主な議論です。会社資料は4ページ以降を参照して下さい。

<会社説明>

「新型インフルエンザ等対策業務計画」は、政府が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行したことを受けて、会社として業務計画として定める

ことを求められていたことから定めたものである。

内容としては、新型インフルエンザ等の国内発生時にも国民生活及び国民経済に及ぼす影響を避けるため、可能な限り列車の運行を継続することが求められていることから、関係官庁と調整の上、業務計画を作成し、4月1日から施行されている。

「新型インフルエンザ等対策業務計画」は、第1章から第4章まであり、第1章では、「計画の目的」「用語の定義」「基本方針」が定められている。新型インフルエンザとは極めて限定的な強毒性インフルエンザであるとし、毎年流行する季節性インフルエンザや、平成21年のいわゆる「豚インフルエンザ」とは違うものであるとしている。昨年3月に中国で発生した「H7N9」「H5N1」等、人から人へ感染する場合に新型インフルエンザとして指定される可能性がある。その場合はこの業務計画の対象になるとしている。当社は「特措法」にある指定公共機関として、新型インフルエンザ等が蔓延した場合であっても、国民生活、国民経済への影響が最小となるよう、可能な限り列車の運行を継続することが求められているので、そのための必要な対策について業務計画として定め、旅客の輸送を適切に行う。

第2章では、実施体制として「対策本部の設置」「情報収集」「関係機関との連携」が定められている。新型インフルエンザ等が発生し、政府に対策本部が設置は、必要に応じて社長を本部長とする「新型インフルエンザ等本社対策本部」を設置する。対策本部は必要な情報をしっかりと収集し、その情報を社内に適切に周知すると共に関係機関と連携して、その時々の方情に即した実効的な対策を行う。

第3章では、対策に関する事項として「内容及び実施方法」「感染対策の実施」が定められている。実際の流行はその時々で様々であるが、政府行動計画では感染ピークは約2週間としている。社員自身の感染の他、家族の看護のために最大40パーセント欠勤すると想定されている。そういった状況においても鉄道従業員として列車の運行を確保するため、社員の感染を防ぐため適切に対応する。また、国等の要請に対しては安全が大前提であるので、可能な限り対処する。感染対策としては社員への感染防止のためのマスクや消毒液等を各現場に配布しているところであるが、必要に応じてお客様にもマスクの着用等、感染拡大防止の協力をお願いする。

第4章では、その他として「教育及び訓練の実施」「計画の見直し」が定められている。教育、訓練については今後定めに従って行っていく。

＜主な議論＞

組合：「新型インフルエンザ等対策業務計画」以外に具体的な定めはあるのか。

会社：具体的なものとして「行動計画」を策定している。ここに具体的な取り扱いを定めている。

組合：「行動計画」は組合に説明しないのか。

会社：説明する考えはない。

組合：職場ごとの対応等を組合に説明するべきと考える。

会社：必要な箇所に明らかにしているので必要ない考える。

組合：社員への教育は行うのか。

会社：必要な教育は行う。

組合：例えば乗客に感染または症状のある方がいる場合の対応はどうするのか。

会社：原則的には同じ車両に他のお客様が乗車しないようにする。

組合：会社として社員の何パーセントが欠勤すると考えているのか。

会社：最悪の場合で40%の社員が感染、家族の看護等で欠勤すると考えられている。

組合：社員の40パーセントが欠勤した状態で列車の運行は可能なのか。

会社：あくまで想定である。実際に想定することは難しい。

組合：組合としては、社員と乗客の安全が守れない場合は運行するべきではないと考える。

会社：政府から要請があれば列車の運行を行うことになる。

組合：会社として社員と乗客の安全を最優先すること。他に問題点がある場合は、申し入れを行うので労使協議を行うこと。

以 上

東海旅客鉄道株式会社
新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 26 年 4 月
東海旅客鉄道株式会社

目 次

第1章 総則.....	- 1 -
第1節 計画の目的	- 1 -
第2節 用語の定義	- 1 -
第3節 基本方針	- 1 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制.....	- 1 -
第1節 対策本部の設置	- 1 -
第2節 情報収集及び共有体制	- 2 -
第3節 関係機関との連携	- 2 -
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項.....	- 2 -
第1節 内容及び実施方法	- 2 -
第2節 感染対策の実施	- 2 -
第4章 その他.....	- 2 -
第1節 教育及び訓練の実施	- 2 -
第2節 計画の見直し	- 3 -

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、東海旅客鉄道株式会社（以下、「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の適切な実施に資することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「新型インフルエンザ等」とは、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的大規模なまん延の恐れのあるものに限る。）をいう。
2. 「新型インフルエンザ等対策」とは、特措法第15条第1項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から廃止されるまでの間において、会社が特措法第2条第6号に規定する指定公共機関（以下、「指定公共機関」という。）としてその業務を可能な限り継続するために実施する措置をいう。

第3節 基本方針

会社は、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定）及び本計画に基づき、新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等対策の適切かつ迅速な実施に万全を期することとし、もって旅客の輸送を適切に行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 対策本部の設置

1. 社長は、政府対策本部の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等対策を適切かつ迅速に実施するため、必要に応じて「新型インフルエンザ等本社対策本部」（以下、「対策本部」という。）を設置する。
2. 対策本部の本部長を社長とし、対策本部を総括する。
3. 対策本部の業務を円滑に運営するため、総務部に事務局を設置する。

第2節 情報収集及び共有体制

会社は、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症への対応状況や医療体制等について、国、地方公共団体、世界保健機構等から最新かつ正確な情報入手に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、その情報を迅速かつ適切に社内へ周知する。

第3節 関係機関との連携

会社は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部、関係省庁、地方公共団体、他の指定公共機関、その他関係事業者等と緊密に連携してこれを行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 内容及び実施方法

1. 会社は、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、政府行動計画における国内での新型インフルエンザ等流行の想定を踏まえ、事業の継続に不可欠な事項について予め定めておく。
2. 会社は、新型インフルエンザ等の国内発生時においては、新型インフルエンザ等の流行の具体的な状況、社員への感染状況、政府対策本部等から発信される情報・要請等を踏まえ、旅客の輸送を適切に実施する。
3. 会社は、国及び地方公共団体等からの特段の要請等について、可能な範囲で対応する。

第2節 感染対策の実施

1. 会社は、新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、予め感染予防物品の備蓄を行う。
2. 会社は、新型インフルエンザ等の国内発生等、必要な際は前項の物品の社員への配布を行う。
3. 会社は、必要に応じて旅客に対してマスクの着用、咳エチケットの徹底等、感染拡大防止の協力の呼びかけに努める。

第4章 その他

第1節 教育及び訓練の実施

1. 会社は、平素より、社員への新型インフルエンザ等に関する正確な知識の周知に努める。

2. 会社は、新型インフルエンザ等対策の適切な実施が可能となるように、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に係る訓練を行い、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策についての訓練へ参加する。
3. 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮する。

第2節 計画の見直し

会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、特措法に定める手続きに従い内閣総理大臣への報告を行う。